

議案第66号

特殊勤務手当支給条例中一部改正の件

特殊勤務手当支給条例を次のとおり一部改正しようとするものであります。

令和4年12月21日提出

芽室町長 手 島 旭

特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例

特殊勤務手当支給条例（昭和52年条例第4号）の一部を次のように改正する。

附則に次の2項を加える。

8 第5項に規定する手当の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 職員 月額12,000円

(2) 会計年度任用職員 前号の額に、当該会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間を職員の勤務時間・休暇等に関する条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た数

9 第5項及び前項に規定する手当は、令和4年10月1日から支給する。ただし、看護職員処遇改善評価料の対象を満たさない場合は、この限りでない。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和4年10月1日から適用する。

説 明

地域でコロナ医療など一定の役割を担う医療機関に勤務する看護職員を対象に、収入を引き上げるための措置として、処遇改善手当を支給するため、本条例を改正しようとするものであります。

特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>附 則 1～7 - 略 -</p> <p><u>8 第5項に規定する手当の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。</u></p> <p>(1) <u>職員 月額12,000円</u></p> <p>(2) <u>会計年度任用職員 前号の額に、当該会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間を職員の勤務時間・休暇等に関する条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た数</u></p> <p><u>9 第5項及び前項に規定する手当は、令和4年10月1日から支給する。ただし、看護職員処遇改善評価料の対象を満たさない場合は、この限りでない。</u></p> <p>附 則 <u>この条例は、公布の日から施行し、令和4年10月1日から適用する。</u></p>	<p>附 則 1～7 - 略 -</p>